

保健所長 殿

病院名（診療所名）

所在地  
電話番号

管理者氏名

放射線同位元素装備診療機器備付届

次のとおり放射性同位元素装備診療機器を備え付けるので、医療法（昭和23年法律第205号）第15条第3項及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第27条の2の規定により届け出ます。

1 放射性同位元素装備診療機器に関する事項 (□については、該当する項目を■で表示すること。)					
用途	□ 骨塩定量分析装置			□ 輸血用血液照射装置	□ ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ
製作者					
型式					
装備する放射性同位元素の種類	ヨウ素 125	アメリカシウム 241	ガドリニウム 153	セシウム 137	ニッケル 63
装備する放射性同位元素の数量 (ベクレル)					
2 放射性同位元素装備診療機器を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師に関する事項 (□については、該当する項目を■で表示すること。)					
人体に対する放射線の照射	□無				
	□有	氏名	職種	放射線診療に関する経歴	
3 予定使用開始時期			年 月 日		

4 放射性同位元素装備診療機器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 (□については、該当する項目を■で表示すること。)			
□ 共通事項			
線源を収納する容器が耐火構造		□該当・□非該当	
線源を収納する容器が線源を容易に取り外すことができず、かつ、線源が脱落するおそれのないものであること		□該当・□非該当	
機器本体に放射性同位元素装備診療機器である旨を示す標識		□有・□無	
□ 放射性同位元素装備診療機器が骨塩定量分析装置の場合			
機器を使用しないときの機器表面における線量率が、600ナノシーベルト/時以下となるような構造		□該当・□非該当	
機器使用時において機器から1メートル離れた場所における線量当量が6マイクロシーベルト/時以下となるような構造		□該当・□非該当	
□ 放射性同位元素装備診療機器がガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタの場合			
機器表面における線量率が、600ナノシーベルト/時以下となるような構造		□該当・□非該当	
線源を収納する容器の導入口及び排出口がキャップ等により密閉できるものであること		□該当・□非該当	
線源を収納する容器がねじ等で機器に固定することができるものであること		□該当・□非該当	
□ 放射性同位元素装備診療機器が輸血用血液照射装置の場合			
機器から1メートル離れた場所における線量率が6マイクロシーベルト/時以下となるような構造		□該当・□非該当	
線源を収納する容器が、機器に固定されており、容易に取り外せないものであること		□該当・□非該当	
照射される血液を出し入れする開口部の開放時において、線源を収納する容器がしゃへいされた構造		□該当・□非該当	
照射される血液を出し入れする機器の開口部に、みだりに開閉できないようかぎその他の閉鎖のための設備器具		□有・□無	
5 放射性同位元素装備診療機器使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 (□については、該当する項目を■で表示すること。)			
放射 性 同 位 元 素 装 備 診 療 機 器 使 用 室 の 防 護 物 の 概 要	主要構造部		□耐火構造・□不燃材料・□その他
	しゃへい物		構 造, 材 料, 厚 さ
	しゃへいを設ける場所		
	天	井	
	床		
	周囲の画壁等	(東)	
		(西)	
	(南)		
	(北)		
扉等外部に通ずる部分に鍵等閉鎖のための設備器具			□有・□無

放射性同位元素装備診療機器使用室である旨の標識				□有・□無	
間仕切り等					
□ 放射性同位元素装備診療機器が骨塩定量分析装置の場合					
実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となるようなしゃへい物又は間仕切りを設ける等の措置を講ずることによる管理区域の明確化				□有・□無	
□ 放射性同位元素装備診療機器がガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタの場合					
機器表面におけるディテクタに収納されている放射性同位元素の種類及び数量を示す標識				□有・□無	
□ 放射性同位元素装備診療機器が輸血用血液照射装置の場合					
輸血用血液照射装置を使用する場合に、その旨を自動的に表示する装置				□有・□無	
実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となるようなしゃへい物又は間仕切りを設ける等の措置を講ずることによる管理区域の境界の明確化		□無			
		□有 当該機器の使用場所を放射性同位元素装備診療機器使用室とみなす扱い		□無	
		□有		主要構造部	
				□耐火構造・□不燃材料・□その他	
				扉等外部に通ずる部分に閉鎖のための設備器具	
				□有・□無	
6 放射性同位元素装備診療機器使用室の放射線障害に関する予防措置の概要 (□については、該当する項目を■で表示すること。)					
放射性同位元素装備診療機器の使用の場所等の制限					
□ 放射性同位元素装備診療機器使用室					
□ 専用の放射性同位元素装備診療機器使用室以外の室					
主要構造部				□耐火構造・□不燃材料・□その他	
扉等外部に通ずる部分に閉鎖のための設備器具				□有・□無	
放射線障害防止に必要な注意事項の掲示		患者に対するもの		□有・□無	
		従事者に対するもの		□有・□無	
管理区域を設ける場所				別添図面のとおり	
境界における外部放射線の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置				□有・□無	
管理区域である旨の標識				□有・□無	
立入制限措置				□有・□無	
敷地内居住区域及び敷地の境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置				□有・□無	
放射線診療従事者等の被ばく防止		放射線測定器		フィルムバッチ・ポケット線量計・TLD・アラームメータ・その他( )	
		次のいずれかの措置		しゃへい壁その他のしゃへい物を用いることによる放射線のしゃへい	
				□有・□無	
				遠隔操作装置又は鉗子を用いることその他の方法による、エックス線装置等と人体との間に適当な距離を設ける措置	
				□有・□無	
				人体が放射線に被ばくする時間を短くすること	
				□有・□無	

入院患者の被ばくする放射線（診療によるものを除く。）の実効線量が1.3ミリシーベルト／3月以下となる措置	□有・□無
--	-------

- (注)1 放射性同位元素装備診療機器1台につき当該様式を1部提出すること。
- 2 □欄には該当するものを■で表示すること。
- 3 隣接室名，上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した放射性同位元素装備診療機器使用室等の平面図及び側面図を添付すること。
- 4 放射性同位元素装備診療機器使用室等は，照射方向，発生管から天井，床及び周囲の画壁外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1の縮図とすること。
- 5 管理区域を設けた場合は，その区域及び標識の位置を平面図中に記入すること。
- 6 放射性同位元素装備診療機器を使用する医師，歯科医師又は診療放射線技師の放射線診療に関する経歴欄には，次の事項を記載すること。
- (1) 医師，歯科医師又は診療放射線技師の卒業学校，卒業年度
- (2) 免許証番号，免許証取得年月日
- (3) 入職年月日（放射線関係科配属年月日）
- 7 漏えい放射線測定結果報告書（日本工業規格A列4番）又はしゃへい計算書を添付すること。